

## 奈良市もてなしのまちづくり条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条 第8条）

#### 第2章 基本的施策（第9条 第19条）

#### 第3章 もてなしのまちづくり推進委員会（第20条 第23条）

#### 附則

奈良に日本の都が遷<sup>うつ</sup>されてから1300年。往時を偲<sup>しの</sup>ばせるものが今なお輝きながら魅力あるたたずまいをみせるまち。世界遺産を有するまち。歴史と文化が現代に脈々と受け継がれてきたこのまちは、私たちの誇りです。私たちは、このすばらしいまちを今まで大切に守り伝えてくれた先人に感謝し、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのかけがえのない奈良が、このまちで暮らす人だけでなく、観光客をはじめ、奈良を訪れる人すべてに愛されることこそが、私たちの願いです。そのためには、私たちが本来持っている「もてなしの心」を呼び覚まし、奈良を訪れる人を温かく迎え入れ、心地よく過ごしていただくことが大切です。私たち一人一人が思いやりと親しみを込めて振る舞うとともに、身近な地域の魅力を掘り起こし、新しい価値を加え、育<sup>はぐ</sup>むことで、奈良を訪れる人の心が安らぎで満たされれば、それが私たちの喜びになります。

そして、私たち一人一人がそのような「もてなしの心」を、奈良を訪れる人だけでなく、奈良で暮らすあらゆる人にも向けて、「もてなしの心」を皆で共有することができれば、様々な立場を越えて、誰もが心地よく過ごせる豊かな地域社会の形成につながります。

私たちは、こうした「もてなしのまちづくり」への努力を続けることによって、この歴史ある奈良の価値をさらに高め、奈良を訪れる人が何度でも訪れたいくなり、奈良で暮らす人がずっと暮らしたくなる魅力あふれる奈良のまちを目指します。

ここに、その決意をもってこの条例を定めます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市におけるもてなしのまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、もてなしのまちづくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、市民一人一人が奈良に誇りと愛着とを持ち、もてなしの心を育むまちづくりを市、市民及び事業者が協働して推進し、もって誰もが訪れたくなり、未永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) もてなし 相手に心地よく過ごしていただくために、温かく相手を受け入れ、心を込めて接し、また、思いやりを持って振る舞うことをいう。
- (2) もてなしのまちづくり 市民一人一人がもてなしの心を育み、奈良に誇りと愛着とを持ち、奈良を訪れる人をはじめ、あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく過ごすことのできるまちにする取組をいう。

### (基本理念)

第3条 もてなしのまちづくりは、次の基本理念にのっとり推進が図られなければならない。

- (1) 誰もが日常の場面からもてなしの心をもって振る舞い、相手に思いやりと親しみを示すこと。
- (2) 市、市民及び事業者が、それぞれの立場でもてなしのまちづくりの担い手として主体的に取り組むとともに、これらの協働によりもてなしのまちづくりを推進すること。
- (3) もてなしの心の醸成及びもてなしの実践に必要な啓発、支援等により、もてなしのまちづくりの担い手を育成すること。
- (4) 世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を学び、発掘し、又は創造し、それらを生かした個性豊かなまちづくりを推進し、その情報を発信すること。
- (5) 年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが

心地よく、安心して過ごせる環境を整備し、豊かな地域社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、もてなしのまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市のすべての施策にもてなしのまちづくりの視点を取り入れ、それを推進するものとする。

3 市は、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と幅広く連携を図るとともに、市民及び事業者と協働し、これらの者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

4 市は、もてなしのまちづくりを推進するため、観光客等の来訪者(以下「来訪者」という。)に必要な協力を求めるとともに、来訪者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

(市職員の責務)

第5条 市の職員は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その職務の遂行に当たっては、常にもてなしの心をもって市民、来訪者等そのかわるすべての者に接し、積極的にもてなしの実践に努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、もてなしの心をもって来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場で誰に対しても積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 市民は、奈良の歴史、文化、伝統等とともに暮らすことに誇りと愛着を持ち、その魅力を積極的に発信するよう努めるものとする。

3 市民は、居住する地域において、地域社会の一員として、もてなしの心をもって互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。

4 市民は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その事業活動において積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

3 観光にかかわる事業者は、その事業活動が来訪者の印象に与える影響が特に大きいことを認識し、もてなしの心を反映したサービスを提供するとともに、市民及び来訪者の意見をその事業活動に反映させるよう努めるものとする。

(来訪者の協力)

第8条 来訪者は、奈良が世界遺産とともに暮らすまちであることに配慮し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を理解しつつ、もてなしのまちづくりに協力するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、もてなしのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に関する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第20条に定める奈良市もてなしのまちづくり推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者のもてなしの心を<sup>はぐく</sup>み、これらの者のもてなしのまちづくりに関する取組への参画を促進するため、必要な広報及び啓発に努めるものとする。

(活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が自発的に行うもてなしのまちづくりを推進する活動のために情報の提供その他必要な支援を行い、その活動を促進する

とともに、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体と協働するために必要な施策を講じるものとする。

（学習の支援及び教育）

第12条 市は、地域、学校、家庭等様々な場において、市民が奈良の歴史、文化、伝統等を学習する機会を確保するよう努め、その学習を支援するために必要な施策を講じるものとする。

2 市は、子どもたちが奈良に誇りを持ち、もてなしのまちづくりの担い手となるよう、地域、学校、家庭その他の教育の場において、奈良の歴史、文化、伝統等に関する教育を実施するよう努めるものとする。

（観光の振興）

第13条 市は、市民及び事業者と協働して、多くの来訪者を迎えるため、観光資源の開発及び保全に努めるとともに、観光情報の発信その他観光の振興のために必要な施策を講じるものとする。

（交流の促進）

第14条 市は、市民が外国人を含む多くの来訪者と、又は市民相互で積極的に交流し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を共有することを促進するとともに、その機会の確保のために必要な施策を講じるものとする。

（美しいまちづくり）

第15条 市は、市民及び事業者と協働して、良好な環境及び景観の保全を図り、奈良を美しく保つために必要な施策を講じるものとする。

（優しいまちづくり）

第16条 市は、市民及び事業者と協働して、公共施設の整備、案内表示の充実等、年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に心地よく過ごすことのできる環境を整備するために必要な施策を講じるものとする。

（地域社会の形成の促進）

第17条 市は、市民による良好な地域社会の形成の促進を図るために、その自主性及び自立性を尊重しつつ、必要な施策を講じるものとする。

（情報収集及び調査研究）

第18条 市は、もてなしのまちづくりに関する施策を効果的に実施するため、

必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

- 2 市は、前項の情報収集及び調査研究を行うに当たっては、必要に応じて市民及び事業者と連携し、又は市民及び事業者に協力を求めるものとする。

( 顕彰 )

- 第 19 条 市長は、もてなしのまちづくりの推進に著しく貢献し、他の模範となると認められる活動を行った者を顕彰することができる。

### 第 3 章 もてなしのまちづくり推進委員会

( 設置 )

- 第 20 条 第 9 条第 2 項 ( 同条第 4 項において準用する場合を含む。 ) に定めるもののほか、もてなしのまちづくりの推進を図るため、奈良市もてなしのまちづくり推進委員会 ( 以下「委員会」という。 ) を置く。

( 所掌事項 )

- 第 21 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) もてなしのまちづくりについての情報収集、調査研究及び情報発信に関すること。
- (2) 第 19 条に規定する顕彰についての審査に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりに関する重要事項

- 2 委員会は、前項に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体との連携及び協働のために必要があると市長が認める事項を所掌する。

( 組織 )

- 第 22 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

もてなしのまちづくり推進委員会の委員	日 額	10,000円
--------------------	-----	---------